

# 確定申告の準備をしましょう

国税務課町民税係 ☎028(677)6013

2月16日(金)から3月15日(木)は確定申告期間です

## 芳賀町 確定申告相談会

会場／芳賀町役場2階大会議室

期 間／2月16日(金)～3月15日(木)の平日

時 間／午前の部 8時30分～11時00分

午後の部 13時00分～16時00分

受付延長／2月22日(木)、3月1日(木)

19時00分まで受付

休日受付／3月4日(日)

8時30分～11時00分

3月

月	火	水	木	金	土	日
			1 延長	2	3	4 受付
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

※色付きの部分が相談会実施日です。

2月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22 延長	23	24	25
26	27	28				

### 税務署からのお知らせ

公的年金等を受給される人へ  
確定申告不要制度のお知らせ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

※所得税の確定申告は必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

なお、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除例(例えば、純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

また、平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給している人は、この制度は適用されません。

### 申告が必要な人

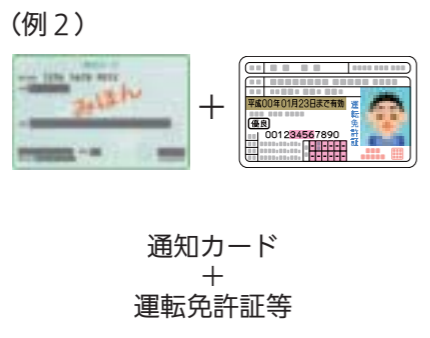
- 給与所得がある人の場合
  - ・ 給与の収入金額が2,000万円を超える人(税務署での申告が必要です)
  - ・ 給与の年末調整がされていない人
  - ・ 年末調整された給与以外の所得金額が20万円を超える人
- 公的年金の所得がある人の場合
  - ・ 公的年金の収入金額が400万円を超える人
  - ・ 公的年金の収入金額が400万円以下で、それ以外の所得金額が20万円を超える人
- 右記以外の所得がある人の場合
  - ・ 農業、商業などの事業所得がある人
  - ・ 地代、家賃などの不動産所得がある人
- 確定申告をすれば税金が戻る人
  - ・ 医療費控除、寄附金控除を受けられることができる人
  - ・ 給与所得者で年の途中で退職し、年末調整を受けなかった人

### 申告に必要なもの

- マイナンバーが確認できるもの
- 本人が確認できるもの



マイナンバーカード



通知カード + 運転免許証等

生命保険料、個人年金保険料、地震保険料の控除証明書  
医療費の明細書  
寄附金の受領証

**社会保険料(国民年金保険料)控除を受ける場合は控除証明書が必要です**

日本年金機構から送付される「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の詳細や再発行については、控除証明書専用ダイヤルへお問い合わせください。

受付期間／3月15日(木)まで  
※土・日・祝 1月1日～3日は除く(ただし、第2土曜日は受付) 受付時間／  
月～金 8時30分～19時00分  
第2土曜日 9時00分～17時00分

- 印鑑
- 口座番号等がわかるもの(所得税の還付を受ける場合)
- 所得を証明する書類
- 給与、年金等の源泉徴収票
- 事業所得、不動産所得の収支内訳書
- 所得控除を受けるための書類
- 国民年金保険料の控除証明書

### 税理士会が行う還付申告無料税務相談

日時／2月7日(水) 10:30～16:00※昼休み有  
場所／真岡市情報センター研修室(真岡駅複合施設内3階)  
または税理士会真岡支部各会員事務所  
対象／事業所得、譲渡所得、不動産所得等のある人を除く次の人  
・ 年金受給者の人  
・ 給与所得者で医療費控除を受け人  
・ 年の途中で退職された人  
☎税理士会真岡支部 ☎0285(72)2247

